

4 IT関係

ア 情報通信ネットワークインフラ整備の一層の促進

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
線路敷設の円滑化 (国土交通省)	冬期・年度末の路上工事抑滞措置について、道路交通に及ぼす影響等をも勘案しつつ平成17年度までの間は試行的に緩和を図る。	改定・IT ア	一部措置済 (試行)	措置済 (試行) 引き続き実施することについて検討・結論	
高速道路の高架橋脚空間の活用 (国土交通省)	高速道路の高架橋脚空間への光ケーブルの敷設の方策について検討する。 【平成17年国土交通省路政課長通知】	改定・IT ア	措置済 (3月)		
IRU方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和 (国土交通省)	IRU(Indefeasible right of user: 破棄し得ない使用权)方式による芯線貸しに係る道路占用の目的変更許可手続について、道路管理上特段の支障がある場合を除き、届出で足りることとする。 【平成17年国土交通省路政課長通達】	改定・IT ア	措置済		
周波数割当ての見直し (総務省)	有限希少な周波数資源のより一層の有効利用を促進するため、周波数割当ての見直しを引き続き実施することとし、特に、超高速ネットワークインフラ等の形成を推進するため、以下の周波数割当ての見直しを重点的に実施する。 a ユビキタスネットワークの基盤的ツールとして期待されているRFID(電子タグ)向けの周波数として、物流分野において要望が強いUHF帯から新たに周波数を割り当てることについて検討し、所要の措置を講ずる。 【電波法施行規則の一部を改正する省令(平成18年総務省令第9号)】 【無線設備規則の一部を改正する省令(平成18年総務省令第10号)】	改定・IT ア a	検討・結論	措置済 (1月施行)	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>b 世界無線通信会議において、無線LAN用に5.3GHz帯及び5.7GHz帯が追加配分されたことを受け、当該帯域に係る技術基準の策定・周波数割当等、所要の措置を講ずる。</p> <p>【電波法施行規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第92号)】</p>	改定・ITア b	一部措置済	一部措置済	国際的な標準化動向等を踏まえ措置
	<p>c 国際電気通信連合(ITU: International Telecommunication Union)等における国際的な動向、他の既存無線システムとの共用条件、UWBの実用化の推進等を総合的に勘案し、UWB導入に向けた制度を整備する。</p>	重点・生活2(3)〔改定・ITア c〕	検討	結論	措置
周波数再配分・割当制度の整備(総務省)	<p>周波数割当てを抜本的に見直すに当たって、その再配分・割当てが円滑に行われるスキームを構築する必要があることから、以下の事項について措置する。</p> <p>a 迅速かつ透明な周波数再配分の実施 無線LANや情報家電等の新たな電波需要に対し、周波数を迅速に再配分していくため、既存の免許人が退出する際、一定条件下において当該免許人の損失を補填する「給付金」制度を導入するとともに、新規免許人が周波数割当てにおいて競合する場合に「給付金」財源の負担割合や電波有効利用に対する寄与度を比較審査の際の考慮事項とするなどといった、客観的な基準の下で市場原理を活用した比較審査制度を導入する。</p> <p>【電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律(平成16年法律第47号)】</p>	改定・ITア	措置済(7月施行)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>b 電波登録制度の導入</p> <p>無線LAN等について、有限希少な電波を最大限有効利用し、事業者の自由な参入や事業展開を可能とするという観点から、現行制度上無線局免許が必要なもの（空中線電力が10mW超）について、事後チェック型の管理制度（登録制）を導入する。</p> <p>【電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成16年法律第47号）】</p> <p>【電波法施行規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第82号）】</p>		法案成立、公布	措置済（5月施行）	
電波利用料制度の抜本的見直し（総務省）	<p>電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。</p> <p>a 電波利用料について、電波の量的要素や逼迫の程度なども勘案して料額を定めることとし、例えば、使用する電波の出力や帯域幅が大きい人工衛星局や放送用無線局等について、より傾斜して徴収するというように、電波の出力や帯域幅の大きさ等を経済的価値の尺度として料額の算定を行う。</p> <p>【電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成17年法律第107号）】</p>	改定・IT ア	法案提出	措置済（12月施行）	
	<p>b 電波利用料の徴収総額が徒に拡大しないよう、料額及び用途を法定するとともに、料額の算定に当たっては、透明性・客観性を確保する。</p> <p>【電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成17年法律第107号）】</p>			措置済（12月施行）	
	<p>c 電波利用料を原資とする費用等の支出に当たっては、不断にその効率化に取り組む。</p>			逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>d 小電力無線システムであっても一定の帯域を占有する場合は、電波監視等の利益を受けるため、免許局又は登録局として、負担の公平の観点から相応の対価を支払うものとする。この場合、電波利用料の徴収は、できるだけ簡素で実効性のある方式によるものとする。</p> <p>【「ワイヤレスブロードバンド推進研究会」(平成17年12月最終とりまとめ)において検討を行った結果、他システムとの周波数用共用が望ましいとの結論が得られた】</p>			検討・結論	
	<p>e 電波利用料は特定財源であり国庫循環であるとの指摘は必ずしも当たらないこと、国といえども電波の有効利用に努めるべきであり、そのための促進手段として、さらには、民間との負担の公平性を確保する観点から、真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要であり、その制度化を図る。</p>				平成20年の電波利用料の料額見直し時に措置
	<p>f 放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直す。</p>	重点・生活2(2)			平成20年の電波利用料の料額見直し時に措置
地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数の利用方法の検討 (総務省)	地上波テレビジョン放送のデジタル化に伴い、アナログ放送の終了後テレビジョン放送以外の用途に割当可能となる周波数について、諸外国の動向を調査するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について検討を進める。	改定・ITア	調査・検討	調査・検討	調査・検討

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大 (総務省)	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲を拡大することについて、毎年度検討するとともに、特段の支障がないとの結論を得た機器については、順次当該制度を適用する。	改定・ITア	検討	検討・一定の結論	検討・(一定の)結論
ソフトウェア無線設備に関する技術基準適合証明方法の導入 (総務省)	ソフトウェア無線技術を利用した無線設備について、ソフトウェア無線技術の研究開発動向を見極めつつ、当面実用化が見込まれるものについて技術基準適合証明の方法等を検討し、必要に応じ措置を講じる。 【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第94号)】	改定・ITア	検討・結論	措置済(5月施行)	
電力線搬送通信設備に使用する周波数帯の拡大 (総務省)	電源コンセントを電源とデータ通信双方に利用可能な電力線搬送通信の屋内における利用に関し、使用する周波数帯域を拡大(従来の10kHz~450kHzに2MHz~30MHzを追加)することによって、高速通信を実現する。	重点・生活2(3) [改定・ITア]		検討・結論	措置
小電力セキュリティシステムに係る無線局の電気通信回線設備への接続前提の排除 (総務省)	電気通信回線の接続前提の排除については、現在の電波利用環境への影響を検討し、支障がある場合には必要な条件等を設け、所要の手続きを経て措置する。 【電波法施行規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第118号)】	改定・ITア		措置済(8月施行)	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
緊急通報機関(119)への接続にかかるシステム・対応の統一化 (総務省)	0 A B ~ J 番号を使用し発信位置を特定可能なIP電話や直収方式の電話からの119番接続を実施するに当たっての諸課題について、連絡会を開催して調整し、その調整結果に基づき、所要の措置を講ずる。	改定・IT ア		措置	
電気通信端末機器の基準認証におけるモデムモジュールに係る認証の見直し (総務省)	設計認証済であるモデムモジュールを容易に取り外すことができないように内蔵したパーソナルコンピュータの設計認証の在り方について、諸外国の状況等も参考にしつつ検討する。	改定・IT ア		検討開始	検討
小電力データ通信システムの無線局における占有周波数帯幅の広域化 (総務省)	小電力データ通信システム(無線LAN)の占有周波数帯幅を広帯域化することにより高速化を実現する技術の導入について検討し、国際的な標準化動向等を踏まえ結論を得る。	改定・IT ア		国際的な標準化動向等を踏まえ結論	

イ 電気通信事業における公正競争の促進

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
競争状況の評価の実施 (総務省)	透明性・客観性に配慮しつつ、電気通信事業分野の主要な領域である 固定通信領域、 移動体通信領域、 インターネット接続領域、 企業内ネットワーク領域の全ての領域について、競争状況を分析・評価し、その結果、上述したサービス提供上欠かせない設備や機能の開放に対して阻害要因がある場合にはその排除及び開放の一層の促進を図るなど競争の進展に応じた適切な政	改定・IT イ		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	策反映を進める。 【電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第140号)】 【電気通信番号規則の一部を改正する省令(平成18年総務省令第13号)】				
IP化の進展に即した事業者間接続料への見直し (総務省)	平成17年度以降の接続料については、トラヒックの減少及びNTT東西が従来の電話網への新規投資を抑制しているという環境変化を踏まえ、更なる競争を促進するという観点から適切な算定方式を検討する。 【平成17年度以降の接続料算定の在り方について(平成16年10月19日付け情報通信審議会答申)】 【接続料規則の一部を改正する省令(平成17年2月14日総務省令第14号)】	改定・IT イ	措置済 (平成17年4月施行)		
外国政府等との協定等に係る認可の見直し (総務省)	外国政府等との協定等については、認可制自体は維持しつつも、例えば、国際計算料金の引下げなど我が国の利用者の利益に悪影響を与えるおそれが少ないと考えられる協定又は契約については、認可対象から外す。 【電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令(平成16年3月22日総務省令第44号)】	改定・IT イ	措置済 (4月施行)		
携帯電話における番号ポータビリティの導入 (総務省)	携帯電話の番号ポータビリティ導入について、研究会において利用者利益等の観点から検討し、速やかに報告を取りまとめる。 【「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会」報告書(平成16年4月27日)】 「携帯電話の番号ポータビリティの在り方に関する研究会」報告書の提言に基づき、携帯電話の番号ポータビリティを導入する。 【電気通信番号規則の一部を改正する省令(平成18年総務省令第13号)】	改定・IT イ	措置済 (4月公表)		平成18年度のなるべく早期に措置(11月施行予定)

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
携帯電話用周波数の利用の在り方 (総務省)	電波は国民の共用財産であり、また、電波の配分の在り方そのものは携帯電話事業を左右するものであることから、公正な競争を確保するためにも、新規参入を含めた事業者への電波配分はオープンで公平な手続きでなされるべきであり、携帯電話用として使用可能になる周波数については、その免許に関する方針及び基準を早急に策定する。 【1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件(平成17年総務省告示第883号)】	改定・IT イ		措置済 (8月)	
NTTの在り方 (総務省)	a NTTグループの経営形態等については、今後とも加入者系光ファイバ等のネットワークのオープン化を始めとする公正競争環境の整備の推進状況とNTT関係の各事業会社が独立した経営体として相互に公正競争を行う状況を以下のように引き続き注視するとともに、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合は、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。	〔改定・IT イ a〕			
	(a) NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、NTT東西の経営効率化の推進等を内容として作成された競争促進のための自主的な実施計画の実施状況を引き続き注視する。	改定・IT イ a (a)	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視
	(b) NTTグループ企業間のファイアウォールの在り方に関し、平成11年7月のNTT再編時のファイアウォールの遵守状況を引き続き注視する。	改定・IT イ a (b)	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	(c) また、NTT東西間における競争の促進状況について、十分注視し、必要に応じ人的を始めとするファイアウォールの設置その他の手段により実質的な競争を実現するための有効な措置を講ずる。	改定・IT イ a (c)	必要に応じ措置		
	b 以上のほか、日本電信電話株式会社法(NTT法)等における規制について、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等に配慮しつつ、以下の措置を講ずる。 (a) 国の安全確保に係る措置については、必要に応じて、外為法の運用強化を含む有効な措置を講ずる。	改定・IT イ b	必要に応じて措置		
	(b) NTT持株会社及びNTT東西に係る外国人役員規制の在り方については、WTO基本電気通信合意上、我が国がNTTに係る外資規制と一体として当該制限を留保してきた経緯を踏まえ、必要に応じ、外資規制の在り方と一体で検討し、措置する。		国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置		
	(c) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制については、緩和する方向で検討を進める。		引き続き検討(結論)		
	c IP化の進展等の競争環境の変化を踏まえつつ、加入者系光ファイバー等のネットワークのオープン化や禁止行為等の非対称規制を始めとする公正競争確保のための諸施策の徹底を図るとともに、NTTグループの各事業会社による独立した経営体としての公正な競争の状況を引き続き注視し、十分な競争の進展が見られない場合は、NTTの在り方について改めて抜本的な見直しを行う。例えば、現行制度上、東・西NTTが、自己が保有する各種の「ネットワーク設備」のうち他事業者のサービス展開に不可欠と認められる設備について、これを自社・自グループ内で使用する場合の社内価格(内部価格)と、これを他事業者に貸出す際に徴収する価格(外部価格、具体的には接続料金等)が一致している	重点・生活2(4)	引き続き注視		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>ことを確保するため、接続料等は接続会計に基づくこととなっているが、現行の接続会計がネットワーク構造の変化(I P網の比重の高まりや次世代ネットワークへの移行)に対応しているかの検証等を行い、必要に応じて見直し、措置等を講ずる。</p>				
<p>公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備 (公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省) <エネエの再掲></p>	<p>近年、電気、ガス、通信、航空といった公益事業分野における規制緩和の進展に伴い、従来から事業法に基づく公益事業を営んできた事業者と、規制緩和により新たに市場に参入した新規事業者との間での紛争が生じている。公益事業分野における規制緩和の実効性を確保するためには、このような紛争を明確なルールと迅速な対応により防止・解決することが極めて重要であり、市場監視の強化と、より実効的な競争政策の立案・執行が不可欠となっている。このような状況を踏まえ、規制緩和の実効性を確保する観点から、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)による公正取引委員会の監視に加え、各事業所管官庁においても、次の措置を講ずる。</p> <p>a 公益事業分野における市場監視の強化 競争制限的行為に関する苦情受付体制の整備等により、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況(市場参入の状況や優越的地位にある事業者の市場行動など)を調査する。</p> <p>b 公益事業各分野における競争政策の強化 競争制限的行為に関する情報収集・調査によって得られた結果に基づき、市場におけるルールの策定、競争を促す効果のある行政措置の自らの実施、及び関係する他の所管官庁への提案を行う。</p>	改定・ITイ			<p>逐次実施</p> <hr/> <p>逐次実施</p>

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>c 複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備</p> <p>通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開され、それとともに分野横断的な競争に際しての紛争事例が今後も生じる可能性がある。このような実態を踏まえ、事業規制が引き続き存在し、独占禁止法では必ずしも実効性が確保できない競争上の問題について、実効性のある市場ルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能となるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等の整備を行う。</p>		逐次実施		
	<p>d 公正取引委員会、各事業所管官庁との関係</p> <p>上記を実施するに当たっては、公正取引委員会、各事業所管官庁は、密接な連絡を取り、事業者混乱が起らないように措置することは言うまでもないが、競争促進目的や手段における公正取引委員会と各事業所管官庁の権限の差異に応じて、目的・手段に即して最も適切な仕組みを持つ者がその任に当たる。</p>		逐次実施		
	<p>e 事業所管官庁における中立性確保</p> <p>事業所管官庁が上記のような競争促進措置を講ずるに当たっては、事業法分野によっては、より専門的な見地や、より公平・中立な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。</p>		逐次実施		
<p>接続料にかかる長期増分費用(LRIC)モデルの見直し(NTSコストの除外) (総務省)</p>	<p>平成16年10月19日付け情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」において、NTSコスト(Non-Traffic Sensitive Cost: 通信量に依存しない費用)を5年間で段階的に接続料原価から除くことが適当とされており、上記答申を踏まえ、接続料規則の改正を実施する。</p> <p>【接続料規則の一部を改正する省令(平成17年2月14日総務省令第14号)】</p>	改定・IT イ	措置済 (平成17年4月施行)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
電気通信事業分野における競争ルールの在り方 (総務省)	IP化の進展といった電気通信事業分野の構造変化に対応した今後の競争ルールの在り方について検討し、結論を得る。	別表3-3			検討・結論

ウ IT利活用の推進

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
民間保存文書の電子的保存の容認 (内閣官房及び関係府省)	<p>法令により民間に保存が義務付けられている財務関係書類、税務関係書類等の文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、近年の情報技術の進展等を踏まえ、文書・帳票の内容、性格に応じた真実性・可視性等を確保しつつ、原則としてこれらの文書・帳票の電子保存が可能となるようにすることを、統一的な法律(通称「e-文書法」)の制定等により行うこととする。</p> <p>【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)】</p> <p>【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第150号)】</p>	改定・ITウ	法案成立、公布	措置済 (4月1日施行)	
個人情報の漏えいへの対応 (内閣府及び関係省庁)	個人情報の不正漏えい行為の処罰の在り方について、政府全体として論点の整理・検討を行う。	改定・ITウ		検討開始	検討

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
個人情報の保護 (内閣府及び 全省庁) <金融オ、医 療ア bに再 掲>	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の全面施行(平成17年4月1日)に向け、関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進を図るとともに、個別分野における個人情報の適正な取扱いが担保されるよう法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。 【個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)】	改定・IT ウ	措置済		
民間事業者による時刻認証に対する法的効力の付与 (総務省、法務省、経済産業省)	電子署名だけでは対応できない部分や既存の行政サービスが抱えている課題を克服し、電子商取引の拡大につなげるための基盤整備として、民間事業者が行うタイムスタンプに対する法的効力の付与を検討し、結論を得る。 【「タイムスタンプの法制的位置付けに関する3省合同検討会議」を設置し検討を行ったところ、法的効力の付与については困難との結論となった】	改定・IT ウ		検討・結論	
電子的手段による資格保有等証明の推進 (内閣官房、総務省、法務省、経済産業省及び関係府省)	重要情報のオンライン転送に当たり、医師、弁護士等の本人性、資格保有等の証明を電子的にできるようにするため、既存認証制度に対する属性情報追加等のニーズ把握を早期に行うとともに、制度の在り方について検討する。 【検討の結果、現時点では、現行制度の下でそれぞれの必要性を踏まえ、認証基盤を整備していくことが適当とされた】	改定・IT ウ	平成16 年中に 検討・結 論		
民法法人等の総会議決権行使の電子化 (内閣府、法務省)	民法・中間法人及びNPO法人の総会の議決権行使などを他の民間企業と同様に電子的に行えるよう検討し、法制上の措置を講じる。 【会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)】 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(第164回国会に法案提出)】	改定・IT ウ	検討	一部措 置済	措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
電子的手段による債権譲渡の推進 (法務省、経済産業省、金融庁及び関係府省)	電子的手段による債権譲渡の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、中小企業のニーズを踏まえながら、平成17年12月に明らかにされた電子債権制度の骨格を踏まえて電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、平成18年度中の法的枠組みの具体化を目指す。	改定・IT ウ	平成16年 中に 検討・結 論	一部措 置済(制 度の骨 格の明 確化)	措置(法 的枠組 みの具 体化)
管轄裁判所合意の電子化 (法務省) <法務アの再掲>	第一審の管轄裁判所に関する合意を電磁的方法によりした場合における当該合意の効力の制限を見直す。 【民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律(平成16年法律第152号)】	改定・IT ウ	法案提 出、公布	措置済 (4月 施行)	
目論見書等の電磁的方法による提供における要件の明確化 (金融庁) <金融ウ22の再掲>	証券取引法に規定する交付書類(目論見書等)の電磁的方法による提供が認められるための要件である当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、顧客が閲覧していたことの確認、については、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段が可能と解されているが、法令等解釈を明確化する。	改定・IT ウ	措置済		
目論見書の電磁的方法による提供における記載事項維持要件の緩和 (金融庁) <金融ウ23の再掲>	目論見書を電磁的方法により提供する際、5年間の記載事項の維持が要件とされているが、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法、その他の方法によることができることとする。 【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第91号)】	改定・IT ウ	措置済 (12月 施行)		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
学校法人における財務情報の開示促進 (文部科学省) <教育ア の再掲>	a 学校法人に対し、財務書類及び背景となる事業方針等を分かりやすく説明した事業報告書の公開を法律で義務付ける。また、広く周知を図るという観点から、財務書類及び事業報告書の記載内容をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。 【私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)】	改定・ITウ	措置済	4月施行	
	b 財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。				
大学の情報公開の促進 (文部科学省) <教育ウ bの再掲>	広く周知を図るという観点から、大学に関する情報全般をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。【平成17年3月14日文部科学省高等教育局長通知】	改定・ITウ	措置済		
医療機関情報の公開 (厚生労働省) <医療ア の再掲>	a 医療機関情報の公開義務化 患者が医療機関や治療方法を選択するために不可欠な事項、選択に資すると思われる事項については、医療機関に都道府県への届出を「義務」付け、都道府県がそれらの情報を集積し、患者等に対し情報提供する枠組みを制度化する。(例えば、別紙に掲げる事項について検討の上、措置する。)	重点・医療(1) 〔改定・ITウ〕			平成18年医療制度改革で措置
	b アウトカム情報の公開 医療機関の「治療成績」等のアウトカム情報は、特に患者や国民の情報公開のニーズが大きい。したがって、死亡率、平均在院日数、再入院率、院内感染症発生率、術後合併症発生率等のアウトカム情報については、地域による情報格差が生じることのないよう、段階的に公開の対象とすることとし、直ちに具体的な取組を開始する。 その取組を進めるに当たっては、適切なデー				平成18年の早期に着手、以降段階的に実施

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>タの開示方法についても検討の対象とするとともに、各医療機関の特殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手法等、アウトカム情報の客観的な評価を可能とするための研究開発の推進等のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図る等の具体的な仕組みを構築する。</p>				
	<p>c 情報公開ルールの整備 義務として公開すべきとされる医療機関情報については、具体的な提供方法等を定めるとともに、情報を集約してすべてを公開し、患者その他の医療関係者等が情報を容易に制約なく閲覧・取得・利用できるようにする。</p>				平成18年医療制度改革で措置
<p>診療情報の電子化など医療分野でのIT利用促進 (厚生労働省)</p>	<p>医療の質の向上と効率的な医療提供体制の構築に向けて、診断書、出生証明書を始めとする様々な診療情報の電子化など医療分野のIT利用促進を図るための方策を包括的に検討して得た結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p>	改定・ITウ	9月までに検討・結論	逐次実施	
<p>電子レセプトによるオンライン請求化の確実な推進 (厚生労働省) <医療イの再掲></p>	<p>a レセプトについては、平成18年度からオンライン請求化を進め、遅くとも平成23年度当初から、システム障害時や請求件数が極めて少ない場合を除き、医療機関・薬局等の医療関係機関、審査支払機関、保険者の何れにおいても、原則として全てのレセプトを、オンラインで提出及び受領しなければならないものとする。これらは法令上でも規定する。</p> <p>b 交換される電子レセプトのデータの形式については、実施された医療内容の分析などの二次的利用が可能なデータ形式であることとする。</p>	重点・医療(3) 〔改定・ITウabcd、a〕			速やかに着手、遅くとも平成23年度当初から原則完全オンライン化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	c オンライン請求の義務化以降、オンライン請求以外の方法によるレセプト提出については、デイス・インセンティブ(例えば、請求を受けつけない、オンライン請求を行えない者から追加費用を徴収する、支払期日を遅くする等)を適用することとする。				
	d レセプト以外の現在紙ベースでの提出、保存を義務付けている日計表などの添付文書についても電子データによる医療機関等から保険者への一連の提出、保存が可能となるよう見直す。	改定・IT ウ b		措置	
	e 医療機関のオンライン請求への参加を促進するため、オンライン請求における提出書類の簡素化を図るとともに、医療機関側のオンライン請求導入時のコストを軽減するための具体的な方策を検討する。	改定・IT ウ e	措置済		
審査支払機関のIT化の推進 (厚生労働省) <医療イの再掲>	a 社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会のレセプト電算処理関連のコンピュータに関しては、厚生労働省の数値目標が達成された状況を想定した更新計画を立て、その計画内容を広く開示するなど、情報提供を行う。 また、計画に際しては当該システム開発の関係者に加え、第三者の意見を求め、計画の妥当性や経済性を検証する。	改定・IT ウ f	逐次実施		
	b 社会保険診療報酬支払基金など審査支払機関は、電子レセプトに対応した投資を集中的に行い、一連の審査業務全般にわたって電子的手法を活用した方式を開発するなど、審査の質の向上と効率化を図る。	改定・IT ウ b		一部措置済	逐次実施
電子レセプトの規格の充実・強化及び使用の普及促進 (厚生労働省)	レセプト電算処理システムの一層の普及のため、用語、コードの統一による請求事務の効率化等について医療機関への周知徹底を図る。	改定・IT ウ a	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
<医療イ の再掲>					
電子カルテシステムの普及促進 (厚生労働省) <医療イ の再掲>	a 厚生労働省の保健医療情報システム検討会が「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」(平成13年12月)で提言した平成18年度までに全国の診療所の6割以上、400床以上の病院の6割以上に電子カルテシステムを導入させるとした目標を確実に達成できるよう、具体的な実行策を明定し、公表する。併せて、電子カルテシステムの導入負担を軽減し、導入が促進されるよう、地域中核病院等にWeb型電子カルテを導入して診療所等の電子カルテ利用を支援する等、具体的な措置を講ずる	改定・IT ウ a		一部措置済	措置
	b 電子カルテにおける用語・コードとレセプトにおける用語・コードの整合性を図り、カルテからレセプトが真正に作成される仕組みを構築し、我が国のカルテについて電子カルテ化を積極的に推進することとし、そのための実効性ある方策を講ずる。	改定・IT ウ c		一部措置済	逐次実施
	c 電子カルテシステムが導入された後も、医療機関において継続的に運用されるよう、システム導入後の運用維持も視野に入れ、電子カルテシステムを用いた望ましい診療行為や医療機関の体制の評価を踏まえ、具体的な推進策を策定し、措置する。	改定・IT ウ b		結論	措置
	d オーダーエントリーシステムの導入、バーコードによる患者誤認防止システムなどのITを使った医療安全対策を一層推進する。	改定・IT ウ g	逐次実施		
診療情報等の共有の促進と電子カルテの標準化促進 (厚生労働省)	a 安全で質の高い患者本位の医療サービスを実現するために、個人情報の保護など一定の条件を備えた上で、患者情報を複数の医療機関で共有し有効活用ができるよう措置する。	改定・IT ウ	一部措置済	逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
<医療イ の再掲>	b カルテの電子化を促進するに当たっては、医療におけるIT化の推進という方針の下、カルテの互換性・規格の統一、レセプト・カルテ連動のためのコード整備等の技術的な課題を解決するとともに、具体的な導入促進策や各種の促進手段を政府として明確にし、実行する。	重点・医療(3) 〔改定・ITウde〕		逐次実施。 標準規格の普及促進については平成18年度中に実施	
電子カルテ等診療情報の医療機関外での保存 (厚生労働省) <医療イ aの再掲>	a 診療を行った医療機関からの依頼を受けて、当該医療機関以外の事業者が電子カルテ等診療情報の保存を行う場合は、その事業者がデータ管理上必要不可欠な場合に、委託医療機関の了承を得て行う場合のみ、保存しているデータを見ることができることを含め、個人情報と管理についての遵守の義務が確保されている場合には、医療機関等以外であっても保存を認める。 【平成17年厚生労働省医政局長・保険局長連名通知】	改定・ITウ	一部措置済(3月通知)	措置済	
21 遠隔医療等の医療分野のIT化の推進 (厚生労働省) <医療イ の再掲>	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。 また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等の標準について早急に確立し、積極的な普及策を講ずる。	改定・ITウ21 a	一部措置済	逐次実施	
	b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検討し、今後とも規制改革推進のため、所要の措置を講ずる。	改定・ITウ21 b	逐次実施		
22 医療用具の製品標準書等の電子媒体での利用 (厚生労働省) <医療イ の再掲>	医療用具の製品標準書ならびに手順書を電子媒体で作成、保存することを認める。 【民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)】	改定・ITウ22		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
23 医薬品に関する情報提供の促進 (厚生労働省) <医療アの再掲>	通達の運用を見直し、現状、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を通じて行っている医療用医薬品の添付文書や製品回収情報等のインターネットによる提供について、一般消費者(患者)が医薬品情報を十分に入手できるよう、広く周知するとともに、一般消費者(患者)にとって医療用医薬品情報についても入手しやすくなるような情報提供についての方策を検討し、措置する。	改定・IT ウ23	逐次実施		
24 小児医療(小児救急)の充実 (厚生労働省) <医療クの再掲>	夜間・休日における救急医療体制、小児科医による対応が可能な救急病院について、インターネットによる情報提供等、地域住民への広報活動を推進する。	改定・IT ウ24	逐次実施		
25 保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進 (厚生労働省) <福祉イアの再掲> (文部科学省) <福祉イbの再掲>	a 第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人こども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。	改定・IT ウ25 a	逐次実施		
	b 地方公共団体や関係団体のホームページ上で、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。	改定・IT ウ25 b	逐次実施		
26 バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省) <福祉ウの再掲>	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。 (第164回国会に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案を提出)	改定・IT ウ26	逐次実施		
27 日本版バイドール制度	日本版バイドール制度(国等の委託による研究開発の成果である知的財産権を受託者に帰属さ	改定・IT ウ27	措置済 (9月		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
の拡充 (内閣官房、経済産業省及び関係府省)	せることができる制度)の拡充により、国、地方公共団体などの資金により製作されるコンテンツ等の著作権を製作者に帰属させることができるようにする。 【コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年6月4日法律第81号)】		施行)		
28 既存コンテンツ資産のブロードバンド上での再利用の促進 (内閣官房)	ブロードバンド上におけるコンテンツ流通を促進するため、著作権法上の裁定制度の利用促進など既存コンテンツの再利用の促進、ブロードバンドサービスを利用した放送の著作権法上の位置付け等について検討する。	改定・IT ウ28	一部措置済	国際的な動向を踏まえ、検討・結論	
29 コンテンツの流通手段としてのインターネットの位置付け検討 (内閣官房)	現在の著作権制度では放送とインターネット配信の位置付けが異なっているが、これについて、コンテンツ利用におけるインターネットの重要性の増大に応じた見直しを検討する。	改定・IT ウ29	国際的な動向を踏まえ、検討・結論		
30 公共放送等の在り方を踏まえたNHKの改革 (総務省)	a 子会社等の統廃合等 NHKの子会社等については、受信料で成り立つ公共放送として真に必要な業務は何かという観点から、厳しい財政状況も踏まえ、NHKにおいて、一層の統廃合を行うとともに、その内部部局の統廃合及び管理部門の縮小等を通じて業務を効率化する。	重点・生活2(1)			逐次措置
	b 外部取引における競争契約比率の向上 (a) NHKにおいて、外部取引のうち、番組制作業務委託以外の外部取引について、競争契約比率を向上させる。その際、「業務委託契約要領」における「効率化に伴い移行した要員が、当該業務に従事している場合」は競争契約の原則を適用しない旨の規定は削除す	重点・生活2(1)			措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>る。また、同要領において業務委託費の積算について、委託する業務の実施に要する費用項目を積み上げる原価計算方針によることを原則とし、それによることが適当でないものについては、市場価格方式によるものとするとしているが、市場価格方式によることができる場合にあっては、それによることを原則とする旨を明確化する。</p>				
	<p>(b) NHKの編集基準に沿った番組制作を担保するために関連団体を介する合理性は必ずしもないことから、NHKにおいて、現行の慣行を改めるとともに、番組制作業務委託については、番組の企画提案手続を透明化・明確化する。</p>				措置
	<p>c 受信料収入の支出使途の公表 受信料収入からの支出内訳に関して、NHKにおいて、現在公表されているような大括りの、あるいは部分的な数字だけでなく、NHKによる諸活動のそれぞれについて、その経費が明らかになる程度にまで詳細に、視聴者・国民に公表する。とりわけ番組制作については、番組種別の経費の概要及び個々の番組別の経費が一部公表されるにとどまっておらず、NHKにおいて、更に詳細な情報の開示に向けた取組を推進する。</p>	重点・生活2(1)			実施
	<p>d 公共放送の在り方の検討 デジタル化や通信・放送融合の進展、視聴形態の多様化など公共放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、保有チャンネル数の在り方、地上波デジタル放送のスクランブル化の是非を含む受信料制度の在り方、業務範囲等、将来を見通した公共放送の在り方全体の見直しを早急に行い、平成18年度早期に一定の結論を得る。 その際、BSデジタル放送のスクランブル化については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)</p>	重点・生活2(1) [改定・ITウ30]	検討	検討	検討・早期に結論

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	において「NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する」とされていることを踏まえ、早期に上記閣議決定に沿った検討を行い、結論を得る。				
31 東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用 (総務省)	東経110度を軌道位置とするCSに関し、現在通信用に割り当てられている左旋円偏波の周波数を放送に使用できるようにすること及びその際電気通信役務利用放送法を適用することについて検討した結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。 【電気通信役務利用放送法施行規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第100号)】	改定・IT ウ31	検討・結論	措置済 (6月施行)	
32 地上波放送における競争の促進 (総務省)	a 地上波放送局の再免許手続の厳格化等 (a) 地上波放送における競争の促進という観点から、新規事業者の公募手続を明確化する。すなわち、競願処理に当たっては、審査項目を点数化し、その点数に基づいて免許人を決定する等、より明確で透明性の高い比較審査方式を導入するとともに、決定の結果を審査経緯と併せて公表する。	重点・生活2(2)			措置
	(b) デジタル放送中継局に対するチャンネル割当が完了し、デジタル放送への移行が終了した時点で新たな地上波デジタル局の設置等を可能にする周波数帯(チャンネル)の余裕が生じるという見通しが得られた場合には、その活用について検討を早期に開始する。				
	b 複数局支配規制の一層の緩和 放送事業者の経営基盤を強化し、放送内容の充実等を促すため、異なる地域間の複数局支配に関する規制の一層の緩和について検討し、結論を得る。	重点・生活2(2)			検討・結論

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	c 放送の伝送路の多様化 (a) 地上波放送事業者が自ら電気通信役務利用放送事業者として登録し得るよう、具体的なニーズ等を調査した上、早急に検討を開始し結論を得て、所要の措置を講ずる。	重点・生活2(2)			措置
	(b) IPインフラ、衛星など放送コンテンツの伝送手段が多様化している今日、伝送路に係る視聴者の選択肢を拡大し、その利便性の向上を図る観点から、これら新しいメディアについても有線テレビジョン放送と同様、放送事業者から確実に再送信の同意を得ることができるよう、再送信の同意に係るルールを明確化するとともに、裁定制度を含めたルールの担保措置の在り方について検討し、結論を得る。			検討開始	検討・結論
	d 地上波デジタル放送の普及促進と電波の利用方式の設定・実施過程の透明化 既に政府内に設置されているコピーワンス制約の再検討の場において、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護の双方に配慮しつつ、早急にその緩和に向けた見直しを行う。その際、視聴者、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得て、その検討過程を公開しつつ、可能な限り明確を図っていく。	重点・生活2(2)		検討	措置
33 B S アナログ放送を適用対象に含む新たな標準契約約款の制定 (総務省)	B S アナログ放送を適用対象に含む新たな標準契約約款の制定について、関係事業者の意見を踏まえるとともに、視聴者の理解にも十分に配慮しつつ、「人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款」の見直しの検討とあわせて検討を行うこととし、結論を得る。	別表3-2			検討・結論

エ 電子政府・電子自治体の推進

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
会社設立に関する諸手続についての電子化 (法務省、総務省、財務省、厚生労働省) <法務イ の再掲>	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続(会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む)の電子化を引き続き一層推進する。	改定・IT 工	継続的に実施		
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 (法務省) <法務イ の再掲>	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 【商業登記規則等の一部を改正する省令(平成16年法務省令第22号)】 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早期に完了する。	改定・IT 工	一部措置済	逐次実施	
			逐次実施		
債権譲渡登記制度の拡充 (法務省) <法務イ の再掲>	a 債権譲渡登記のオンライン申請について、債権個数5,000個を上限とする制限を廃止し、情報量による制限(1,500キロバイトを上限とする)のみとする。 【債権譲渡登記規則の一部を改正する省令(平成16年法務省令第38号)】	改定・IT 工	措置済 (5月施行)		
	b 債権譲渡登記に関し、出頭又は郵送による登記申請データに係る暗号化及び情報量の上限の引き上げ、オンラインによる登記申請データの情報量の上限の引き上げ等、制度の拡充について、利用状況等を調査した上で検討を行い、結論を得る。			別表3-4	
交通事故証明書の申請・交付の電子化 (警察庁)	電子的手段による交通事故証明書の申請・交付の可否について実施した調査・研究結果を踏まえ、オンライン申請機能を導入する。	改定・IT 工	検討・結論	試験運用	システム稼動

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
建設業に係る許可申請の電子化 (国土交通省) <住宅工23の再掲>	建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	改定・IT 工	逐次実施		
宅地建物取引業に係る免許申請の電子化 (国土交通省) <住宅工24の再掲>	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	改定・IT 工	逐次実施		
公共工事における政府調達の電子化 (国土交通省及び関係府省) <住宅イの再掲>	平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。 なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を平成16年度までに構築する。	改定・IT 工	措置済		
輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの一層の推進 (財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省) <運輸イの再掲>	a 輸出入・港湾関連手続に係る各種申請手続について、関係省庁は改めて、各種申請書類の削減、申請事項の削減、申請手数料の見直し等、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図る。	改定・IT 工 a	平成16年度以降できるだけ早期に実施		
	b 民間システムとの連携等を推進し、国際標準等への適合も視野に入れつつ、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステムの構築について検討し、既存業務・システムに係る最適化を策定する。 【「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」平成17年12月28日C10連絡会議決定】		改定・IT 工 b		措置済

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
Sea-NACCSとAir-NACCSの統合 (財務省) <運輸イの再掲>	Sea-NACCSとAir-NACCSの統合については、平成16年度に行う税関システムの刷新可能性調査の一環として検討を行う。その後、民間利用者等との意見調整を行った上で、当該統合を実施するかどうかについての結論を出し、これを平成17年度末までのできる限り早期に策定する最適化計画に反映させる。	改定・IT工	検討	措置済	
自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進 (警察庁、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省) <運輸アの再掲>	a 自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービス化について、平成17年稼働開始に向けて、関係法令の着実な整備を図るとともに、システムの実用化に係る試験運用を行う。なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に行っている軽自動車の登録管理についても接続のインターフェイスを統一化すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする。 【道路運送車両法等の一部を改正する法律】平成16年5月26日法律第55号】	改定・IT工 a	試験運用	一部システム稼働(平成17年12月)	システムの対象範囲拡大に向け検討
(国土交通省) <運輸ア24の一部再掲>	b 自動車登録事項等証明書の電子的手段による交付及び照会を可能とした上で、保険加入等関連手続として車両登録確認が必要な場合、電子証明書を持つ保険会社が契約者名(車両所有者)、登録番号又は車台番号で照会を行い、車両確認することでの必要書類の取付に代えることを検討する。	改定・IT工 b		一部措置済	検討
総合案内窓口の整備 (法務省及び関係府省) <法務アの再掲>	利用者が苦情・紛争処理機関に関する必要な情報に的確にアクセスできるようにするための方策を検討し、各苦情・紛争処理機関に関する情報(組織、業務内容、過去の実績等)と苦情・紛争処理に関する諸手続等の情報を総合的に取りまとめ、データベース化した苦情・紛争処理に関する総合案内窓口(ポータルサイト等)について、これを各都道府県単位の整備するなどにより全国的な利用を可能とするよう、所要の支援策等を	改定・IT工	引き続き措置		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	講ずる。				
電子証紙による地方税の納付の容認 (総務省)	地方税の各税目に共通する払込み手段として、電子証紙を含めた証紙による手法の実現を可能とするような制度の在り方について検討を行い、その結論を踏まえて措置する。 【「電子証紙による納付」はクレジットカード納付と同様に、地方税については、現行規定(第三者納付)で対応可能と整理】	改定・IT 工		措置済	
法人の従業員等が行う電子申請手続きの簡素化 (総務省)	法人の従業員等が代理で電子申請を行うことを可能とするため、電子政府構築計画に基づき、電子政府の総合窓口(e-Gov)に代理申請機能を整備する。	改定・IT 工		措置済	
請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写しの交付に係る自動交付機についての規制の緩和 (総務省)	住民票の写しの自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により、緩和された基準を新たに定め、改正後の通知に定める一定の機能を備えた自動交付機による住民票の写しの交付を認める。 【平成17年総務省自治行政局市町村課長通知】	改定・IT 工	措置済		
行政に対する問合せ専用番号 (総務省)	行政に対する問合せ専用番号として、1から始まる3桁の番号を利用することの可否について検討し、結論を得る。	別表3 - 1			結論
商業・法人登記情報の電子化 (法務省)	商業・法人登記について、登記情報の適正な管理及び行政サービス向上が可能となる登記情報の電子化を平成17年度末までにおおむね完了する。	別表1 - 1		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
固定資産税の納付手続きに関する電子化の推進 (総務省)	平成18年1月以降、政令指定都市から、順次開始される償却資産にかかる固定資産税の申告手続きの電子化について、納税者の利便性向上の観点から、その進捗状況を周知する。	別表1 - 2			措置

オ その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
無線局免許申請等における添付書類の簡素化 (総務省)	無線局免許申請において提出が義務付けられている回線経路図及び通信路構成図について、代替情報の確保による省略化を図る。 【無線局免許手続規則の一部を改正する省令(平成16年11月9日総務省令第134号)】	改定・IT オ	措置済		
電波利用料の納付方法の見直し (総務省)	無線局の開設年度の翌年以降における電波利用料の納付時期を、免許年月日にかかわらず全総合通信局で統一した時期に、当該免許人が保有している全無線局分の電波利用料を一括して振り込むことを可能にする。 【電波法施行規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第82号)】	改定・IT オ	検討	措置済 (5月施行)	
高周波利用設備に関する設置許可基準の緩和 (総務省)	高周波出力が5kWまでの超音波設備に関し、他の無線通信に支障をきたさないという結論を得た場合は、早急に個別の設置許可を不要とする。 【電波法施行規則の一部を改正する省令(平成17年3月総務省令)】	改定・IT オ	措置済		
外国籍機の不定期便における航空事業用の通信の可能化 (総務省)	不定期便の外国籍機に開設された無線局と航空事業者が開設する航空局の間で直接通信することができないこととされている航空事業用の通信を可能とするよう、電波監理審議会に諮り、結論を踏まえ、対応を行う。 【電波法施行規則の一部を改正する省令(平成17年3月3日総務省省令第18号)】	改定・IT オ	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
IT技術者に係る資格の相互認証等	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。				
(経済産業省、法務省) 〈法務ウ aの再掲〉	a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。 【平成16年法務省告示第363号(平成16年8月27日施行)】	改定・IT オ a	逐次実施		
(経済産業省) 〈法務ウ bの再掲〉	b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。	改定・IT オ b	逐次実施		
(経済産業省) 〈法務ウ cの再掲〉	c IT技術に関する我が国における外国人に対する試験制度についても、日本語による試験のみならず、その代替手段として英語等による試験を実施することを検討し、結論を得る。 【需要がほとんど認められず、膨大な費用も勘案し、現時点では日本語以外による試験の提供を行わないこととした。】	改定・IT オ c	検討・結論		
インド人IT技術者等の数次査証手続の簡素化 (外務省) 〈法務ウ22bの再掲〉	インド人IT技術者について、在外公館限りで数次査証を発給できるために申請人に必要とされる在職年数要件を5年から1年に緩和する。また、インドの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業(日系企業には駐在員事務所を含む)のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	改定・IT オ	措置済		
バックオフィス業務の民間開放 (全府省) 【人事院】	バックオフィス(内部管理業務)については、「内部管理業務の業務見直し方針」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、官房基幹業務に関する業務の見直し及びシステムの整備等が実施されているが、更なる業務の合理化、システムの効率的整備等を図ることが重要である。	改定・IT オ	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成16年度	平成17年度	平成18年度
	<p>したがって、民間企業において外部委託が進んでいる内部管理業務について可能な限り民間開放を推進する。</p> <p>(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対し実施を要請するものである。)</p>				